

第3章（施策の方向性Ⅲ）

変化・進展する社会に対応した 特別支援教育の推進

- 1 デジタルを活用した教育活動の展開
- 2 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進



掲載場所	作品名	氏名	学校名・学部・学年
上段左	あめだよ	清川 莉子	都立城東特別支援学校小学部 5年
上段中央	ひまわり	角田 龍司	都立足立特別支援学校高等部 2年
上段右	多色版画	植木 裕樹	都立永福学園高等部 3年
下段左	墨による表現「康」	四方田 康太	都立石神井特別支援学校中学部 1年
下段中央	HIPPOPOTAMUS	服部 凌久	都立城東特別支援学校小学部 6年
下段右	こころのふみきり	吉川 侑輝	都立水元特別支援学校中学部 2年

1 デジタルを活用した教育活動の展開

これまで、特別支援教育においては、児童・生徒等の障害による学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために、デジタルの活用が進められてきました。例えば、発語することが難しい児童・生徒等が、タブレット端末上のアイコンを押して他者に意思を伝えるなど、個々の障害の状態等に応じて活用されてきたところです。

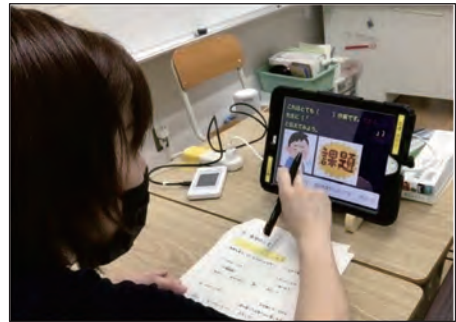
こうした活用の仕方に加え、改訂された新しい学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成を図るために、デジタルを積極的に活用するよう新たに示されました。さらに、各教科等の指導計画の作成に当たっての配慮事項として、デジタルの活用に関する規定を示し、指導の効果を一層高めるよう求めています。

これまで、特別支援教育における各教科等の指導計画の作成に当たっては、児童・生徒等の興味・関心を踏まえた学習活動となるようにし、学ぶ意欲を高めることを重視してきました。

また、児童・生徒等の学ぶ意欲をより高めるために、一人一人の理解や学習の進度に応じた教材を用意したり、指導方法を工夫したりすることを大切にしてきました。

これらについて、デジタルを活用することで、より効果的な指導が可能となります。例えば、児童・生徒等一人一人の習得状況に応じて、作成する教材の難易度を容易に調整することができ、個に応じた学習を展開しやすくなります。

障害の状態等に伴う学びにくさは多様かつ個人差が大きく、障害のない児童・生徒等以上に個別的な対応が必要です。一人1台の学習端末の整備が進んできたこの機を捉え、デジタルを活用した教育活動の一層の充実を推進し、障害のある児童・生徒等の可能性を最大限に引き出していきます。



【都立特別支援学校におけるタブレット端末を活用した指導の様子】



【都立特別支援学校でのオンライン校外学習】



【都立特別支援学校と都立工業高校が連携した教育支援アプリの開発】

(1) デジタルを活用した教育の充実

具体的な取組

① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

スマートフォンや各種タブレット端末の普及を背景とした情報化社会の進展により、障害のある児童・生徒等が将来、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信及び判断などの基礎的な情報活用能力を活用し、個人の生活や社会生活の質を高められるようにしていくことが求められています。

また、情報通信ネットワークが急速に普及している現代においては、SNS等を用いたインターネット上のいじめ等も社会問題化しており、基本的な情報モラルの順守の必要性や情報の発信に対する責任、情報セキュリティ等について教員がよく理解し、その上で、児童・生徒等が適切に対応できる態度を身に付けられるようにすることも求められています。

そこで、これらについての教員の理解を基に、「SNS東京ルール⁶⁰」の普及等を通し、児童・生徒等が情報を選択したり、活用したりするための基礎的な能力、情報の発信及び受信や、情報セキュリティに係る基本的なルールを身に付けられるよう、情報教育を充実させていきます。

また、新しい学習指導要領では、学習の基盤となる資質・能力として、情報モラルを含む情報活用能力の育成を求めています。そこで、各都立特別支援学校が、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用した学習活動の充実を図ったり、各種の統計資料等や視聴覚教材などの教材・教具の適切な活用を図ったりできるよう促していきます。

② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発

第一次実施計画に基づき、平成29年度にデジタル機器の活用事例集を作成・配布し、デジタル機器の活用等について都立特別支援学校全校に周知しました。各都立特別支援学校において、障害種別ごとに、タブレット端末等のデジタル機器を教科学習や自立活動等の指導場面で、様々な形で効果的に活用を進めています。

また、デジタル機器を活用した学習指導等を得意としている指導教諭による模範授業等の公開を通して、デジタル機器を活用した指導内容・方法、ノウハウの普及を進めています。

⁶⁰ 都教育委員会が策定した、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルール。平成31年に改訂し、「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」などがある。学校や家庭では、SNS東京ルールを踏まえ、具体的なルールを定めることとしている。

しかし、対象となる児童・生徒等は幅広い年齢層であること、また、児童・生徒等の障害の状態等も多様であることを踏まえ、体系的に指導内容・方法の研究・開発を進めていく必要があります。さらに、一人1台端末配備を踏まえて、プログラミング的思考を育む指導内容・方法の研究・開発、デジタル教材を活用した教育の充実、オンライン学習の推進に取り組む必要があります。

このため、「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」による環境整備を受け、デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発に取り組みます。これにより、都立特別支援学校においては、障害種別や所属学部によらず、児童・生徒等がデジタル機器を用いて、効果的、効率的な学習が行えるようにしていきます。

ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の小・中学部には、小・中学校用の検定済教科書を使用している児童・生徒がいます。一人1台端末の配備を機に、従前からの紙の教科書と学習者用デジタル教科書⁶¹を併用する際の効果的な指導方法の開発を行っていきます。加えて、教科書に準拠した学習者用デジタル教材を用いた効果的な指導方法の開発も行います。

また、都立視覚障害特別支援学校の児童・生徒については、一人1台端末を活用する前段階として、障害の状態等により、端末の画面が見えなかったり、見えにくかったりする状況に対応できるようにする必要があります。そこで、視覚障害のある児童・生徒が端末の画面を見やすくできるアプリケーションを導入し、これを用いて効果的な指導が行えるよう研究していきます。あわせて、点字が必要な児童・生徒については、点字ディスプレイに文字等の情報を出力することで、学習者用デジタル教科書を用いることができるようにしていきます。

イ 学習者用デジタル教材の開発

知的障害特別支援学校に向けては、一部教科において文部科学省著作教科書⁶²が発行されていますが、文部科学省によるこの著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材⁶³は用意されていないのが現状です。

また、民間の教科書発行会社による学習者用デジタル教材の発行も見込めない

⁶¹ 紙の教科書の内容の全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。）をそのまま記録した電磁的記録である教材（学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5）

⁶² 高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。ここでは、知的障害特別支援学校用の教科書を指す。

⁶³ 学校教育法第34条第4項に規定する教材（補助教材）。動画・音声やアニメーション等のコンテンツにより、教科等を学ぶための資料やワークシート等としての役割をもたせることができる。

状況です。

知的障害のある児童・生徒については、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的な場合が多く、タブレット端末などを用いて学習者用デジタル教材を操作しながら学べるようにすることで、より効率的に学習内容を習得できるようになることが期待できます。

そこで、一人1台端末の配備を機に、知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的、効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材を都独自に開発していきます。

なお、開発した学習者用デジタル教材は、知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒にも活用できるようにします。

ウ 支援機器の使い方の研究

都立特別支援学校には、端末を固定するための器具や音声読み上げソフトなど、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた支援機器が導入されています。

これらの支援機器をより効果的に使用できるようにするために、好事例の収集を行い、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を通して都立特別支援学校全校に周知し共有することで、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた一層効果的な使用を促していきます。

③ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進

【再掲：第1章-1-(1)-⑥ (P.39)】

④ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習

知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校には、小学校等に準ずる教育課程が設置されています。しかし、学校によっては、この教育課程で学ぶ児童・生徒の数が少ないことから、子供たち同士で学び合う場面が限られる場合があります。

学習の活性化を図るため、準ずる教育課程で学ぶ同じ学年の児童・生徒と一緒に授業を受けられる機会を創出する必要があります。

そのため、研究指定校に指定した同一校種の複数の都立特別支援学校において、あらかじめ年間の指導計画を合わせるなどした上で、学校間をオンライン上でつなぎ、ともに授業を受けられるような取組を進めていきます。

また、こうした授業を通して児童・生徒がより多くの学びを得られるようにするために、研究指定校間の連絡を密にし、授業の実施方法を検討するようにしていきます。

⑤ 高等部における一人1台端末を用いた指導内容・方法の開発

令和4年度以降に高等部へ入学する生徒については、一人1台端末環境で学習することを計画しています。一方で、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校の高等部の教育課程の基準となる特別支援学校高等部の学習指導要領において、科目構成が大きく変更されました。

また、知的障害特別支援学校についても、特別支援学校高等部の学習指導要領の改訂により、知的障害のある生徒のための各教科の内容が大幅に改められたところです。

そこで、「高等部における一人1台端末活用検討委員会（仮称）」を立ち上げ、学習指導要領が示している内容を分析し、分析結果に基づき、高等部における一人1台端末を用いて学ぶことが適している内容を抽出し、この内容を習得するための効果的な指導内容・方法の研究を行っていきます。

⑥ 聴覚障害教育における進学指導へのデジタル機器の活用

中央ろう学校は、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校として開校し、多くの卒業生が大学等に進学しています。この進学先について、より幅広い対象の中から選択できるようにする必要があります。

都立高校等には、民間事業者が開設する学習支援アプリケーション等を活用し、学力向上を図っている生徒が多数います。こうした学習支援アプリケーション等の多くは、字幕表示に対応していないことから、聴覚障害のある生徒には使いにくい状況があります。

そこで、音声情報を文字化するアプリケーションとの併用を行うなどして、中央ろう学校の生徒の学習支援アプリケーション等の活用の可能性について、研究・開発を行い、デジタルを活用した進学指導の一層の充実に取り組んでいきます。

⑦ 知的障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大

都立特別支援学校には知的障害の程度が重い児童・生徒が在籍しています。都教育委員会は、前掲のとおり、文部科学省著作教科書に準拠した知的障害のある児童・生徒のための学習者用デジタル教材の開発を行いますが、児童・生徒の障害の程度によっては、これらの教材が児童・生徒の認知の発達に十分に適合しないこともあります。

そこで、民間事業者等が開発しているアプリケーション等の中で、知的障害の程度が重い児童・生徒が学習する際に、効果的に活用できるものについて、検討委員会を立ち上げて分析を行います。その上で、選定したアプリケーション等をモデル校に導入し、児童・生徒が実際に効果的に活用できるよう、指導方法の研究を行っていきま

す。

なお、研究の成果は、知的障害以外の都立特別支援学校に在籍する、知的障害を併せ有する児童・生徒にも活用できるようにします。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) デジタルを活用した教育の充実	① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実	「SNS東京ルール」の普及等	・都立特別支援学校から研究指定校を指定 ・情報セキュリティ等に係る指導モデルを開発	→	→ ・研究指定校の実践を基に指導資料を作成 ・指導資料を各学校に配布し、年間指導計画の立案時の活用を促進	
	② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発					
	ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・指導方法の開発(都立視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱特別支援学校の小・中学部)		→	・研究成果を各校に周知
	イ 学習者用デジタル教材の開発	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・学習者用デジタル教材の開発(都立知的障害特別支援学校小学部の算数)	・学習者用デジタル教材の開発(都立知的障害特別支援学校中学部の数学)		・成果検証 ・さらなる教材作成を検討
	ウ 支援機器の使い方の研究	(新規事業)	支援機器活用の好事例収集と周知		→	
	③ 学習指導要領を踏まえたプログラミング教育の推進	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・推進委員会を設置し、指導方法の開発や好事例の収集を実施		→	・推進委員会の成果を全都立特別支援学校へ普及
	④ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	研究指定校における同一校種他校との共同学習		→	
	⑤ 高等部における一人1台端末を用いた指導内容・方法の開発	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・活用検討委員会における指導内容・方法の研究 ・研究指定校における取組を各都立特別学校へ周知		→	→ ・研究指定校以外の学校における取組状況を把握
	⑥ 聴覚障害教育における進学指導へのデジタル機器の活用	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	中央ろう学校における学習支援アプリケーション等の導入による進学指導の充実		→	
	⑦ 知的障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大	ICT機器を積極的に活用した教育の充実	・検討委員会における指導方法の研究 ・研究指定校におけるアプリケーションの試行		→	→ ・試行結果を都立特別支援学校全校に周知

(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備

具体的な取組

① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進

デジタルの活用を推進することは、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現していくために重要です。今後、個々の障害の状態に応じたきめ細かい対応を一層推進するため、デジタル技術の活用を更に拡大し、障害に伴う学びにくさを軽減するだけでなく、子供たち一人一人の学びの向上を図っていくことが期待されています。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都は、国のGIGAスクール構想の前倒しに伴い、令和2年度中に、都立特別支援学校小・中学部における一人1台端末や必要となる支援機器等の整備を行いました。

また、デジタルを活用した教育を推進する「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を加速化し、令和3年度中に都立特別支援学校全校の校内無線LAN環境整備を進めるとともに、各校のデジタル活用を支援するため、取組事例の共有や全校へのデジタルサポーター⁶⁴の常駐配置を行い、教員のデジタル活用の総合的な能力を高めるため、校内での推進の中核を担う教員向けの研修等を実施してきました。

高等部における一人1台端末については、中学校段階で一人1台端末の環境により学んだ生徒が進学する令和4年度の新入生から、各校が複数の仕様の中から子供たちの障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒所有の端末として活用できる仕組みを導入します。その上で、端末等の購入に係る保護者の費用負担については、就学奨励事業⁶⁵の拡充により適切に支援します。

これらの取組で、デジタルの活用を一層推進することにより、「学び方改革」(一人一人の理解度や進み方に応じた個別最適な学び、また子供同士の主体的・対話的な学びを実現)、「教え方改革」(学習ログを活用したエビデンスベースドの指導や、ビッグデータの活用、分析により授業の改善を実施)、「働き方改革」(子供にきめ細かく寄り添うため、校務を効率化し、教員が生徒と向き合う時間を確保)の三つの改革を実現していきます。

⁶⁴ デジタル活用のスキルを持った専門人材等であり、教員に対してデジタル機器の効果的な活用方法の研修や、校内のICT環境の保守運用支援など、教員と連携してデジタルを活用した教育活動を技術的に支援している。

⁶⁵ 特別支援学校への就学のために保護者等が負担する経費の一部を保護者の負担能力の程度に応じて支給するもので、保護者の負担を軽減することにより、特別支援教育を普及奨励し、教育の機会均等を実現することを目的としている。

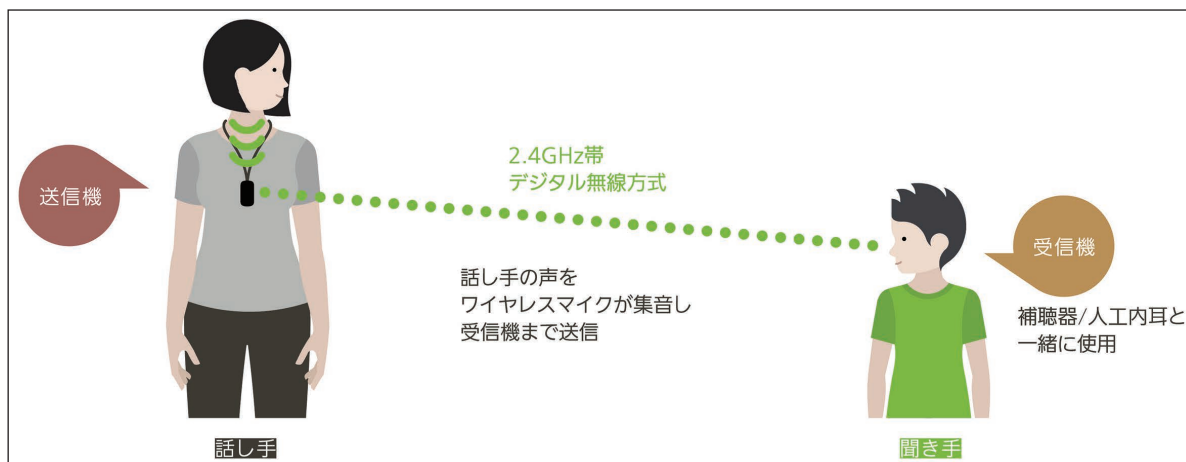
② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進

都立聴覚障害特別支援学校では、聴覚の活用や、口話、手話、指文字等、児童・生徒等の障害の状態に応じて多様なコミュニケーション手段を活用して指導を行っています。

また、補聴器や人工内耳を装用した児童・生徒等の聴覚の活用を補助するため、集団補聴システムを配備するとともに、動画や文字等により視覚からの情報伝達を行うため、電子黒板や「見える校内放送⁶⁶」を活用するなど、様々な機器を活用して情報保障⁶⁷の充実を図ってきました。

近年、デジタル化の進展に伴い、既設のシステムよりも高音質・高出力な集団補聴システムや、高い音声認識機能を持ち誤変換の少ない音声情報を文字化するアプリケーションが開発されており、国のGIGAスクール構想等による一人1台端末の整備が進み、デジタル機器を活用した情報保障の充実が可能となってきています。

このため、都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システム及び音声情報を文字化するアプリケーションを導入し、児童・生徒等一人一人の障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図っていきます。



【デジタル式の集団補聴システムのイメージ】

③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

【再掲：第1章-1-(1)-⑪ (P.42)】

⁶⁶ 耳からの情報を取得しにくい児童・生徒等への情報を保障するため、通常、音声により伝えられる学校内放送や災害情報などを動画、静止画又はテキストを放映することによって見えるようにし、情報を提供する仕組み。

⁶⁷ 情報を収集することができない方に対し、代替手段を用いて情報を提供すること。一般的には、聴覚障害のある方に対するコミュニケーション支援を指す。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学部における児童・生徒一人1台端末の配備・活用 ・高等部における生徒一人1台端末の整備に向けた検討・準備 ・都立特別支援学校全校への校内無線 LAN 整備・活用 ・デジタルサポーター(ICT 支援員)の配置 ・中核教員養成研修の実施 ・統合型校務支援システムの設計・開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学部における児童・生徒一人1台端末の活用 ・高等部の生徒一人1台端末の整備・活用(1年生) ・都立特別支援学校全校への校内無線 LAN 整備(増強)・活用 ・デジタルサポーター(ICT 支援員)の配置 ・中核教員養成研修の実施 ・統合型校務支援システムの段階的稼働 ・高等部の生徒一人1台端末等の購入に係る保護者負担を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部の生徒一人1台端末の整備・活用(1・2年生) ・自律的にデジタル活用推進を担う教員を育成 ・統合型校務支援システムの運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等部の生徒一人1台端末の整備・活用(1・2・3年生)
	② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	(新規事業)	デジタル式集団補聴システムや音声情報を文字化するアプリケーションの導入・活用		
	③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援(R3～) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援 		

第2部 第3章 (施策の方向性Ⅲ)

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

2 変化する社会において自立して生きるための力の育成

(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進

具体的な取組

① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実

都教育委員会は、学校事故の防止及び事故発生時の対応について、校長連絡会、副校長連絡会等の機会に管理職向け説明及び研修を実施するとともに、毎月の資料発行、発生時の個別対応（学校訪問等）により、都立特別支援学校を支援しています。

今後も、負傷・行方不明、学校外の事故への対応、日常生活の中で遭遇しうる事故や事件等の危険や、地震などの様々な災害に対して、自ら身の安全を確保し、適切な行動が取れるよう、都立特別支援学校の安全教育・防災教育を推進していくことが必要です。

各学校の指導に資するよう、平成30年度に作成したリーフレット「位置情報(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」の周知のほか、校内での事故の未然防止を図るための方策や、児童・生徒等が事故や事件等に遭わないようにするための方策などについて、校長連絡会等を通じて毎月情報提供を行い、都立特別支援学校への支援を継続します。各学校においても、児童・生徒等が通学中に地震などに遭遇した際の対応方法を学べるよう、指導を継続していきます。

また、校内で事故が発生してしまった際には、都立特別支援学校と東京都学校経営支援センターが連携し、児童・生徒等の被害を最小化することができるよう、必要な支援を行います。

～ 都立特別支援学校の保護者の皆様へ ～

位置検索(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて

- ◆ 東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、登下校中に道に迷ったり、交通機関を乗り間違えたりする等により、所在が一時的に分らなくなることがあります。こうした「行方不明」は、学校事故全体において「負傷」と並び、約3割を占めています。
- ◆ 「行方不明」になった結果、当該児童・生徒が、交通事故や様々な社会的トラブルに巻き込まれることも想定されることから、予防のための計画的な取組が必要です。
- ◆ 「行方不明」になった当該児童・生徒を早期に見、保護できるような手段を確保しておく必要があります。

平成29年度 学校事故における行方不明の割合

Category	Percentage
負傷	34%
行方不明	31%
その他	35%

行方不明になったときの児童・生徒の状況

平成30年12月
東京都教育委員会

② 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実

首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に長期にわたる避難生活を余儀なくされることを想定し、平成 29 年度から、都立特別支援学校全校において、宿泊防災訓練を実施しています。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、新たに、感染症対策等複数の課題に対応した避難生活を見据えた訓練が必要です。

災害等が発生した場合においても、児童・生徒等及び保護者等の安全を確保するために、地域住民等と連携した実践的な宿泊防災訓練を継続していきます。

また、都教育委員会では、感染症対策を講じた宿泊防災訓練の実践事例を収集し周知するとともに、感染症対策を踏まえて、効果的な宿泊防災訓練の方法を検討し、実施していきます。

③ コロナ禍を踏まえた感染症対策の徹底

これまで、都教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】」を策定し、都立特別支援学校においてはガイドラインを踏まえた感染症対策に基づく教育活動を実施しています（飛沫感染の可能性の高い活動の休止、距離や座席配置に考慮した活動の工夫、感染状況による行事計画の変更等）。

また、対策物品の確保として、サーキュレーター・CO₂ 測定器・消毒用エタノール・感染症対策用マスク等を各都立特別支援学校に整備しています。今後も感染症対策等を徹底していくことで、都立特別支援学校の安全・安心を確保していきます。

あわせて、感染症対策を講じた安全な行事实施方法（オンラインなどデジタルの積極的な活用推進）の紹介等により、感染症対策を徹底した教育活動を推進していきます。

<p>新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン【都立学校】</p> <p>～学校の「新しい日常」の定着に向けて～</p> <p>改訂版 ver. 4.1</p> <p>令和4年2月9日 東京都教育委員会</p>	<p>学校では、感染を防ぐための対策を行っています</p> <p>児童・生徒のみなさんが安心して登校できるように、以下の取組を実施します</p>	
	<p>教室に入る前に健康チェック</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康観察票を確認 サーモグラフィなどを使った検温 	<p>身体的距離（1～2m）の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 列ができそうな場所には、立ち位置をマーキング
	<p>よく手を触れる場所の消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ドアノブ、スイッチ、手すり、窓枠などを1日1回以上消毒 	<p>校内放送などで注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> 休み時間の後や、給食前の手洗い 定期的な換気の呼びかけ
	<p>十分な換気の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室のドアは常時開放 30分に一度は窓も開放 	<p>教職員の健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 教職員も出勤前に毎朝検温 学校にいる間はマスク着用
	<p>こんなときは…</p> <p>学校で感染症が疑われる症状が見られた場合は、別室等で対応します。また、教職員等は、マスクやゴム手袋、フェイスシールドなどの感染症対策をとって対応します。ご理解をお願いします。</p>	
	<p>東京都教育委員会</p>	

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進	① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	・校長連絡会等における事故の未然防止に向けた指導・助言 ・事故発生時に東京都学校経営支援センターが学校の対応を支援	・校長連絡会等における事故の未然防止に向けた指導・助言 ・事故発生時に東京都学校経営支援センターが学校の対応を支援		
	② 特別支援学校における宿泊防災訓練の充実	都立特別支援学校全校での宿泊防災訓練の実施	感染症対策を講じた宿泊防災訓練の全校実施		
	③ コロナ禍を踏まえた感染症対策の徹底	ガイドラインを踏まえた感染症対策や教育活動の推進	ガイドラインを踏まえた感染症対策や教育活動の推進		

(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成

具体的な取組


① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実

平成 28 年 6 月に施行された公職選挙法⁶⁸の一部を改正する法律による選挙権年齢の引き下げ⁶⁹に伴い、在学中から国や社会の様々な問題を自分の問題として捉え、考え、判断する力を養うため、都立特別支援学校における主権者教育を推進しています。具体的には、小・中学部において「社会」（「私たちの暮らしを守る日本国憲法」や「住民としての地方の政治」）等の教科を通じた学習指導や、係活動・委員会活動等の体験学習を通じて、社会の一員としての自覚を育てています。

また、高等部においては、主権者教育に係るリーフレット「都立特別支援学校高等部主権者・消費者教育推進リーフレット 18 歳から成人になるということ」や新聞等の活用を推進するとともに、原則として選挙権年齢（満 18 歳）に到達する前までに「現代社会」等の科目や、地域の選挙管理委員会の出前授業の活用、生徒会選挙の機会等を通じて、主権者や選挙の意義、具体的な選挙の仕組みを指導しています。

都立特別支援学校高等部
主権者教育・消費者教育推進 リーフレット

18 歳から成人になるということ



～都立特別支援学校高等部生徒と保護者の皆様へ～

平成 28 年 6 月に「公職選挙法等の一部を改正する法律」が施行され、現在は、満 18 歳以上の人が選挙権があります。
そして、令和 5 年に「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が満 20 歳から満 18 歳に引き下げられることになりました。
成年年齢が満 20 歳から満 18 歳に引き下げられることにより、特別支援学校高等部在学中から自らの判断で契約ができるようになります。
高等部生徒の皆さんは、社会の一員として生きるために必要な知識をもち、「消費者」として正しく判断して生活を営む実践力を身に付ける必要があります。
保護者の皆様には、都立特別支援学校での主権者教育と消費者教育の概要について御理解いただき、主権者教育と消費者教育の推進に御協力をお願いいたします。

令和 2 年 2 月
東京都教育委員会

よりよい社会をつくるために よりよく社会で暮らすために 皆さんが考えること、できること。

主権者として学ぶこと	消費者として学ぶこと
<p>主権者とは</p> <p>満 18 歳以上になると選挙で投票することができます。学校では、係活動や委員会活動、模擬選挙等の体験的な学習、また、日本や外国の社会生活に見られる様々な課題を自分と結び付けて考える学習などをとおして、将来の日本や自分が住む地域の在り方を決めることへの関心をもち、そのために必要な知識を身に付けます。学校生活や日常生活のあらゆる場面で、自分の考えをもつこと、自分の考えを主張することや自分で選択したり決断したりすることを実践していきます。</p> <p>選挙運動にはルールがある</p> <p>満 18 歳以上の人は、有権者になるとともに、選挙運動期間内の選挙運動が認められます。誰でも自由にできる選挙運動として、電話での投票依頼、街頭で出かけた人などに投票を依頼することなどの他、ウェブサイト・SNS を利用した選挙運動も可能です。ただし、選挙運動をする際は、公職選挙法等の法律や学校のルールを守る必要があることに注意しましょう。満 18 歳未満の人は、一切の選挙運動ができません。</p> <p>投票の方法を知ろう</p> <p>障害のある方の投票を支援する制度として、次のような制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「代用投票」…投票所の事務員に投票する者が代筆する ○「手字投票」…手字投票用の投票紙や投票器を使用する ○「視覚障害者等に対する平等な投票機会」…視覚障害者への入館、入館時の手帳に利用可能 ○「投票用紙」…筆写の障害がある人が利用できる <p>投票所での支援もありますので、必要に応じて利用しましょう。</p>	<p>消費者とは</p> <p>皆さんは、毎食、二人の消費者として商品やサービスを購入して、それを利用しながら生活しています。学校では、買物の仕組みや消費者の役割等の基本的な内容から、実践の管理、売買契約の仕組み、商品やサービスを選ぶために情報を使用することや自分の家族の「消費生活」が関わる環境や社会に及ぼす影響についてなど、将来にわたって社会生活を営む上で大切なことを学びます。</p> <p>契約にはルールがある</p> <p>購入になると、一人で「契約」ができるようになり、高額な商品等を購入する契約や携帯電話の契約等が保護者の同意なくともできるようになります。ただし、契約には、法律上の責任が伴うため、一歩前にやめる（取り止める）解除することは原則できません。未成年者（未成年）は、商品やサービスの購入（18 歳未満の成人になること）により、今までは「未成年者保護法」で守られていた、18 歳から 19 歳の人が消費者トラブルに巻き込まれる心配があります。高等部在学中から契約についての決まりや制度等をよく理解し、消費者トラブルに遭わないように十分注意しましょう。</p> <p>かしこい消費者になろう</p> <p>高等部卒業後は、自分一人で商品やサービスを購入する機会がぐんと増えるかもしれません。正しい金銭の管理（無駄遣いをしない等）はもちろん、薬品に自分にとって必要なものであるか、商品やサービスについて思い切り調べたりした情報に基づいてどうか等を常に考えながら行動することが「重要」です。皆さん一人一人が「消費生活」についての知識をもち、自分で考え、行動することが「かしこい消費者」になるための第一歩です。購入した商品やサービスに問題があるなどのトラブルがあったときは、「消費生活」について分からないことがあったときは、身近な人の相談機関等に相談しましょう。</p>

⁶⁸ 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の首長、地方議会議員の四つの公職について定数や選挙方法などを定めた法律（昭和 25 年法律第 100 号）

⁶⁹ 公職選挙法の改正により、選挙権年齢を 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げる。平成 28 年 6 月 19 日から施行

さらに、令和4年からの成年年齢引下げに向け、主権者教育の充実には消費者教育と関連付けた一層の指導が必要です。都立特別支援学校の教育課程編成・実施・管理説明会などにおける周知及び各都立特別支援学校への情報提供により、主権者教育・消費者教育に関連する教科等の指導に対する助言等を行っていきます。

また、知的障害のある児童・生徒に対する主権者教育・消費者教育は、家庭や保護者の協力が求められます。そのため、前述の主権者教育及び消費者教育に関するリーフレットを都教育委員会ホームページに掲載し、保護者への周知を図るとともに、国政選挙等の時機に応じて、生徒の投票行動を促しています。

都立特別支援学校での主権者教育及び消費者教育を推進するため、各校の生活指導担当教員等を対象とした都立特別支援学校健全育成連絡協議会⁷⁰を活用して事例収集を行い、好事例を全校で共有していくとともに、主権者教育や消費者教育を充実させた教育課程の編成を支援し、都立高校等の学校設定教科「人間と社会⁷¹」の教科書の活用を検討します。

また、主権者教育に関連して、保護者が成年後見制度についても知見を得られるよう、各都立特別支援学校から保護者に対して周知を図っていきます。



【都立特別支援学校高等部の生徒と議員とのオンラインでの意見交換】



【主権者教育の一環として都立特別支援学校で実施したポスターコンクール】

② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を年間2回開催し、生活指導上の課題や指導事例を共有しています。都立特別支援学校内で発生する健全育成に関わる事故件数は少ない状況が続いていますが、新型コロナウイルス感染症の影響やデジタル環境の進展に伴い、これらの視点からの事故の未然防止等に向けた生活指

⁷⁰ 特別支援学校における健全育成に関わる諸課題の解決や学校事故の防止に向けた具体的方策等についての協議、各学校の生活指導について情報共有するための協議会。各都立特別支援学校の生活指導に関わる教員等が参加する。

⁷¹ 道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する都の独自の教科。都立高校全課程及び都立中等教育学校で、平成28年度から1単位必修で実施している。教科の目標は、「価値の理解を深める学習、選択・行動に関する能力を育成する学習、体験活動などを通して、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実を照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成する。」である。学習は演習と体験活動からなり、演習は、都教育委員会著作物の教科書を使用し、意見交換の時間を十分にとって、自己と異なる他者の意見や、自己と同じ意見でもその理由が異なることなどを発見し、自己の意見と比較して、自分の考えを広げることがポイントになる。体験活動では、奉仕体験活動に加え、インターンシップ等を行うことにしている。

導の充実が必要です。

都立特別支援学校における生活指導の充実に向けて、障害のある児童・生徒等の健全育成に関わる諸課題の解決策や学校事故の防止に向けた具体的方策等を研究・検討することを目的として、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を引き続き開催していきます。

今後は事故の事例の共有に留まらず、SNSの利用を含め、児童・生徒等の生活に密着した課題を積極的に取り上げ、これらに係る事故を未然に防ぐための方策を検討していきます。

③ 社会の課題に対応した教育活動の展開

学習指導要領の改訂により新たに示された前文では、これからの学校に対して、児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを求めています。教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用し、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力や健康・安全・食に関する力など、現代的な諸課題に対応できるようにするための資質・能力の育成が必要となっています。

これらの資質・能力は、教育課程全体を見渡しつつ、それぞれの教科等の役割を明確にしなが、教科等横断的な視点で育てていくことが大切であることから、各都立特別支援学校が教育計画を作成する際において、「SDGs」の17の柱⁷²から関連する事項を検討するなど「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を具体的に位置付けられるようにします。

また、各都立特別支援学校の取組の中から好事例を収集し、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を捉えて、学校間での共有を図っていきます。このことにより、都立特別支援学校が地域の実態や児童・生徒の障害の状態等を踏まえつつ、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画できるよう促していきます。

⁷² 持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール・169のターゲットから構成される。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実	主権者教育・消費者教育に係るリーフレットの作成・配布	・教科指導や体験学習を通じた社会の一員としての自覚の涵養 ・保護者への情報提供の充実		
	② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実	都立特別支援学校健全育成連絡協議会において指導上の課題や指導事例を共有	都立特別支援学校健全育成連絡協議会において指導上の課題や指導事例を共有		
	③ 社会の課題に対応した教育活動の展開	(新規事業)	・教科等の年間指導計画において「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を教育課程上に明確にするよう、指導・助言	・各学校の設定状況を集約した資料を作成し、各学校に配布 ・学校訪問等の機会を通じて好事例を収集	・都立特別支援学校向けの教育課程説明会にて、好事例を紹介

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

都教育委員会はこれまで、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組として、「夢・未来プロジェクト」などを通じた特別支援学校へのオリンピック・パラリンピアン派遣、文化プログラム・学校連携事業や優れた取組を表彰するオリンピック・パラリンピック教育アワード校の指定などの事業を推進してきました。

こうしたオリンピック・パラリンピック教育の成果を踏まえ、特別支援学校のレガシーとして障害者スポーツを通じた教育活動や、芸術教育を一層推進していきます。

(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進

具体的な取組

① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業

ア 障害者スポーツの普及

都立特別支援学校は、平成27年度に都教育委員会が作成した様々な障害者スポーツを紹介するDVDや、平成29年度に都教育委員会が作成したスポーツ教育推進校⁷³の取組に基づく実践事例集を参考にして、新たな実施種目を検討し、体育的活動や障害者スポーツを通じた交流を充実させています。

また、障害者スポーツ指導員⁷⁴を活用し、児童・生徒への技術指導を通じて指導の充実を図っています。

都教育委員会は、平成30年度から全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定し、新規指定校には用具等を整備して地域との交流等で活用できるようにしながら、令和2年度時点で延べ122種目以上の障害者スポーツ等を実施しました。

今後も障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、積極的に他者と関わり、自立と社会参加に向けた素養を身に付けられるよう、各校における



⁷³ 障害のある児童・生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を築くことを目的に、障害者スポーツを取り入れた体育的活動に重点的に取り組む都立特別支援学校。平成27年度から指定を開始し、平成30年度からは全都立特別支援学校を「スポーツ教育推進校」に指定した。

⁷⁴ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会及び加盟団体等が、公認障がい者スポーツ指導者制度に基づき資格認定する指導者で、日本国内の障害者スポーツの普及と発展を目指して、障害者スポーツのスポーツ環境を整備する上で専門的な知識、技術を有する人材の養成、資質向上を目的としている。

用具等の追加や更新を図りながら障害者スポーツの普及を図っていきます。

イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成

都教育委員会は、都立特別支援学校に対して、パラリンピアン等のアスリートの派遣や、講師の招へい、大会遠征に伴う費用への支援を行い、全国大会等への参加を強化しました。

その結果、令和2年度は36人（チーム）が全国大会等に出場しました。引き続き児童・生徒が専門的な指導を定期的に受けられる環境を整備し、可能性を伸ばす取組を継続する必要があります。

このため、障害のある児童・生徒が専門的な指導を定期的に受けられるよう、継続的に講師を派遣するなどの支援を継続していきます。

また、選手の育成に有益な公式試合や練習試合に係る移動費用を支援し、対外試合等の実施を引き続き促進していきます。



【車いすバスケットボールを通じたパラリンピアンとの交流】



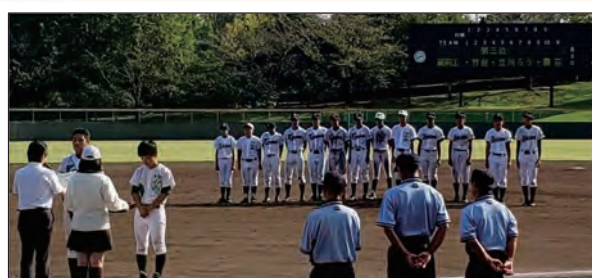
【都立特別支援学校とラグビー男子日本代表とのオンライン交流】

② 体力・競技力向上に向けた部活動の振興

都立特別支援学校では、児童・生徒一人一人の発達段階を踏まえるとともに、障害の状態、体力の実態等に応じ、体力向上の取組を推進する必要があります。

これまで、都立特別支援学校の部活動に、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入することで、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図り、部活動のより一層の充実を進めてきました。

引き続き部活動の充実を図るには、専門的かつ継続的な指導を受けられるようにすることが重要であることから、スポーツ指導に関する教員の優れた専門知識・技能を有効に活用することに加え、各種目のアスリート等、専門性の高い指導者を運動部活



【都立特別支援学校の生徒が参加した秋季東京都高等学校軟式野球大会】

動へ招へいし、顧問教諭や生徒が専門的な知識や技術に基づくアドバイス等を受けられるようにします。このことにより、運動部活動を通じた運動意欲や体力・競技力の向上を図っていきます。

③ 障害者スポーツの競技機会の拡充

都教育委員会は、特別支援学校の教員等からなる各障害種別の体育連盟⁷⁵が主催する競技大会を共催するとともに、大会参加に係る参加費等を支援してきました。

また、障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実を図るスポーツ教育推進校にパラリンピアン等を派遣する際は、近隣の小・中学校の特別支援学級から参加者を募り、障害のある児童・生徒の競技機会を確保する取組を実施しました。さらに、こう



【都立特別支援学校小学部でのボッチャ特別授業】

した取組事例を区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等連絡協議会で紹介するなどにより周知を図りました。

引き続き、障害のある児童・生徒の大会参加等の推進を図ることが必要であり、障害者スポーツの競技機会の充実を図り、障害のある児童・生徒が目標をもってスポーツに親しめる環境を整備することで、主体性やスポーツに取り組む意欲を高めていきます。

また、各障害種別の体育連盟が主催する、児童・生徒が出場できる障害者スポーツ競技大会を円滑に運営できるよう、支援を行っていきます。

④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

【再掲：第1章-3-(1)-③ (P.70)】

⑤ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進

都教育委員会は、平成27年度から「スポーツ教育推進校」を指定し、都立特別支援学校における障害者スポーツを取り入れた体育的活動の充実を図ってきました。平成30年度以降は全校を指定し、校種や地域に応じた障害者スポーツの充実を推進しています。

⁷⁵ 視覚障害や肢体不自由などの障害種別ごとに体育的活動の充実を図るための団体。関連の特別支援学校等が参加し大会運営等を行っている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年度においては、都立特別支援学校の延べ 60 校が小・中学校とボッチャやゴールボール等の障害者スポーツ体験を通じた交流等を実施し、延べ 16 校が都立高校等と部活動の合同練習などの交流を実施しました。

障害者スポーツは、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が対等な条件で競技できることから、そのルールの習得や実際の競技を通じて、相互に理解を深め、交流を深める上で、極めて有効なツールとなり得ます。

特別支援教育をこれまで以上に推進していくためには、都や区市町村、関係機関はもとより、小・中学校の通常の学級の担任や保護者、児童・生徒等を中心とした一般都民に、障害のある児童・生徒や特別支援教育、特別支援学校等について、広く理解を促進する必要があります。

地域・社会の人々が障害のある児童・生徒への理解を更に深められるよう、これまでの取組により蓄積した様々な障害者スポーツの体験活動を活用し、引き続き都立特別支援学校全校をスポーツ教育推進校に指定するとともに、新たに都立特別支援学校 10 校をスポーツ交流推進校⁷⁶に指定し、都立特別支援学校と地域の小・中学校や都立高校等、高齢者施設等との交流を更に活性化することで、障害者スポーツを通じた交流を一層進めていきます。

また、部活動においても、引き続き小・中学校や都立高校等との交流の機会が得られるようにしていきます。



【都立特別支援学校と地域の中学校とのオンラインによるターゲットボッチャの対戦交流】



【都立特別支援学校と地域の高齢者施設、都立高校とのボッチャによる交流】

⁷⁶地域や社会の人々の障害のある児童・生徒への理解を更に深めることを目的に、障害者スポーツの体験活動を通じた障害のある児童・生徒と地域の小・中学校や都立高校等、高齢者施設等との交流に重点的に取り組む都立特別支援学校。令和4年度から指定を開始する予定

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業					
	ア 障害者スポーツの普及	全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定	全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定			
	イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成	・競技大会等の遠征費の支援 ・専門家等の講師の継続的な派遣による支援	・競技大会等の遠征費の支援 ・専門家等の講師の継続的な派遣による支援			
	② 体力・競技力向上に向けた部活動の振興	各種目のアスリート等の招へいによる部活動の充実	各種目のアスリート等の招へいによる部活動の充実			
	③ 障害者スポーツの競技機会の拡充	各障害種別の体育連盟が主催する競技大会等の運営支援	各障害種別の体育連盟が主催する競技大会等の運営支援			
	④ 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	事業実施校数を順次拡大	事業実施校数を順次拡大			
	⑤ 特別支援教育の理解促進に向けた障害者スポーツを通じた交流の推進		・障害者スポーツを通じた学校間交流の推進	・障害者スポーツを通じた学校間交流の推進		
			・スポーツ教育推進校における交流の実践	・スポーツ教育推進校及びスポーツ交流推進校における交流の活性化		
			・障害者スポーツを通じた障害のある者と障害のない者との相互理解の深化	・障害者スポーツを通じた障害のある者と障害のない者との相互理解の深化		

(2) 芸術教育の充実

具体的な取組

① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業

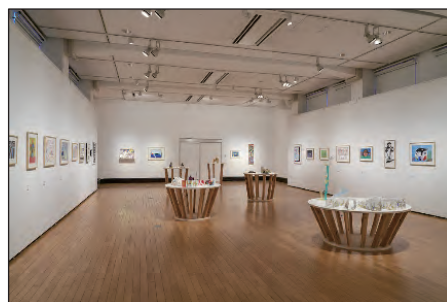
都教育委員会では、芸術系大学の協力を得て、障害のある児童・生徒の芸術的能力の発掘と伸長を図ることを目的として、美術分野を中心とした授業改善を行ってきました。具体的には毎年度、芸術教育推進校⁷⁷3校が芸術系大学の教員等を招へいし、美術等の授業改善に取り組むとともに、その成果について、都立特別支援学校等の教員を対象とした報告会で普及を図っています。今後は、一人1台端末等を活用した写真や映像等のデジタル表現など、児童・生徒の可能性を広げる芸術教育の拡充が必要です。

引き続き、芸術系大学の協力を得て、障害の種類や程度等に応じた芸術教育の内容や方法について研究・開発及び授業改善に取り組んでいきます。

また、新たな芸術に関わる専門家との連携による授業実践として、写真・映像等のデジタル表現に関する芸術教育を推進していきます。具体的には、芸術系大学と連携した既存の芸術教育推進事業の継続に加え、新たに専門学校等と連携し、一人1台端末を活用した写真、映像等のデジタル表現に係る指導内容や指導方法の研究・開発を行い、その成果を広く都立特別支援学校へ普及させていきます。

イ 障害者アートの理解促進

都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）に在籍する芸術に優れた才能を有する児童・生徒の発掘や、障害者アートに関する理解促進を目的としてアートプロジェクト展⁷⁸を毎年度1回開催しています。



【令和3年度東京都特別支援学校アートプロジェクト展の様子】

⁷⁷ 特別支援学校における芸術教育推進を目的に、芸術系大学等の教員・学生と連携を図りながら芸術教育の内容・方法について研究・開発を行う都立特別支援学校

⁷⁸ 秀でた芸術的才能を有する児童・生徒を発掘して、その芸術性の高い作品を広く都民に周知することにより、障害への理解を促すための展覧会。特別支援学校に在籍する児童・生徒から作品を募集し、選ばれた作品が展示される。

アートプロジェクト展では例年、多数の来場者を得ており、令和3年度は12日間で約2,500人の来場者が観覧しました。

さらに、アートプロジェクト展で展示された作品を車体に掲載した都立特別支援学校のスクールバス（ラッピングバス）の運行により、障害のある児童・生徒が創作した芸術作品の魅力を広くアピールしました。



【アートプロジェクト展の作品を車体へ掲載したラッピングバス】

今後も都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）に在籍している児童・生徒を対象として芸術作品の募集を行い、障害のある児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、児童・生徒の優れた才能が発揮される機会となるよう、アートプロジェクト事業を継続していきます。

また、障害者アートへの理解を一層促進していくためには、作品の魅力を広く発信していくことも大切です。そこで、インターネット上に新しく「Web 美術館（仮称）」を開設し、アートプロジェクト展で展示した作品を掲載します。都教育委員会が開催する催しなどの際に、「Web 美術館（仮称）」について広報し、多くの閲覧を得られるようにしていきます。

② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興

都教育委員会では、都立特別支援学校の部活動推進の一環として、地域の指導者の積極的導入を進めてきました。文化系部活動において、年間延べ20程度の部活動で音楽や美術、演劇、茶道、華道といった様々な分野の専門家等を30人程度招へいし、部活動の振興を図りました。今後、都立特別支援学校における部活動振興の一環として、優れた指導者の積極的な導入を進めていく必要があります。

これまでの取組を継続し、都立特別支援学校において音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家等、優れた指導者を招へいし、児童・生徒へ指導すること等により、引き続き部活動のより一層の充実を進めていきます。



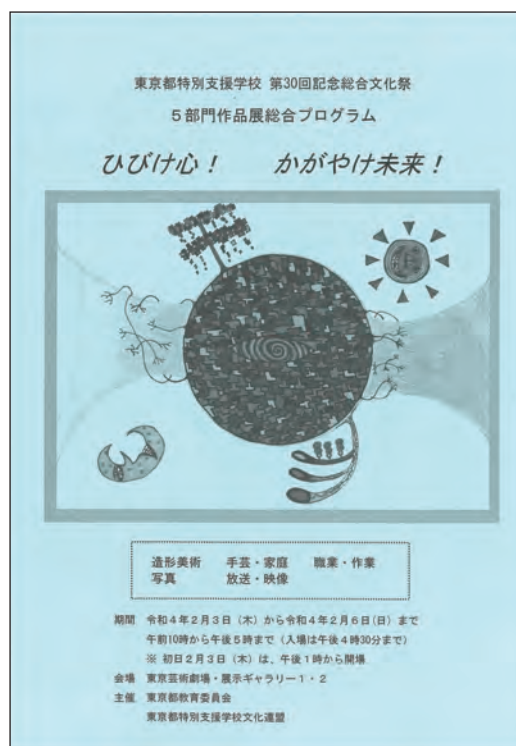
【都立特別支援学校の児童・生徒と地域の大学生との音楽交流】

③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催

都教育委員会では、都内の特別支援学校（都立、国公立、私立）の児童・生徒が主体的に参加し、日頃の芸術文化活動の成果を発表することを通して、創造する文化活動を促進するとともに、各校相互の交流や都民の理解を促進するため、東京都特別支援学校文化連盟と共同で「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催しています。

都教育委員会は平成28年度から、東京都特別支援学校文化連盟⁷⁹について、「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催するための準備組織としての役割に加え、文化祭における発表内容の文化的位置付けや教育効果等を研究する組織として位置付けました。

また、9部門の研究団体による文化活動、教科指導の研究等を実施するとともに、部門別の発表会や展覧会等により、総合文化祭の充実を図りました。今後の開催に当たっては、感染症対策を踏まえながら、これまでの取組をより一層充実させるとともに、造形美術部門や音楽部門、写真部門や職業・作業部門等、各部門の研究活動の強化を図っていきます。



【東京都特別支援学校総合文化祭プログラム】

⁷⁹ 特別支援学校児童・生徒の芸術・創造活動の充実・向上を図るとともに、障害のある児童・生徒にふさわしい文化活動の振興・発展に資することを目的に、都内の特別支援学校及び都教育委員会により組織された団体。「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催している。

年次計画

取組分野	個別事業	平成 29～令和 3 年度 (第一次実施計画)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2) 芸術教育の充実	① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進				
	ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業	・芸術教育推進校の指定 ・報告会における美術等の授業改善の成果の普及	・芸術教育推進事業の継続 ・研究指定校を別途指定し、写真・映像等に係る指導内容・方法を研究・開発	→	→
	イ 障害者アートの理解促進	アートプロジェクト展等の開催による障害のある児童・生徒の芸術活動の推進	アートプロジェクト展等の開催による障害のある児童・生徒の芸術活動の推進	→	→
	② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興	専門性の高い指導者の招へいによる部活動の充実	専門性の高い指導者の招へいによる部活動の充実	→	→
	③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催	総合文化祭等の開催による文化活動の促進と各校相互の交流	総合文化祭等の開催による文化活動の促進と各校相互の交流	→	→

